
タイにおける

著作権侵害対策

ハンドブック

平成 24 年 3 月
文化庁

【本ハンドブックについて】

本ハンドブックは、情報提供のみを目的としております。権利執行等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。掲載した情報は、平成 23 年 12 月時点で把握しているものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。

第IV章 タイにおける著作権紛争に関連する法制度等の概要

1. 日本の著作物に対するタイの国際条約上の関係

日本とタイの条約上の関係を教えてください。特に、TRIPs 協定、ベルヌ条約、ローマ条約、WIPO の WCT、WPPT の規定は、日本とタイの関係においてどのように拘束力を持ちますか。

タイも日本もベルヌ条約に調印しており、世界知的所有権機関（WIPO）及び世界貿易機関（WTO）のメンバーでもあります。タイは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）に批准しており、タイも日本も、特許協力条約（PCT）及びパリ条約加盟国です。他方、タイは、ローマ条約や WCT、WPPT の加盟国ではありません。

タイ政府は、1994 年に著作権法を、1999 年に特許法を、2000 年に商標法を改正する等、上記条約を国内法に取り入れるべく努めてきました。また、タイ政府は、2003 年に地理的表示法を、2000 年に集積回路配置保護法を、1999 年に植物品種保護法を、2002 年に営業秘密法を制定する等、TRIPs 協定に国内法を合致させるべく、新しい法律も制定しています。その結果、上記条約の多くがタイ国内法においても拘束力を有するようになっており、日本国民も、タイ国内においてこれらの保護を享受することができます。

（タイの条約等加盟状況）

	TRIPs 協定	ベルヌ条約	ローマ条約	WIPO の WCT, WPPT
タイ	加盟	加盟	非加盟	非加盟

2. 著作権制度

タイの著作権法には、著作者人格権という概念が存在するでしょうか。

タイ著作権法第 18 条は次のように規定しています。

「本法により、著作物の著作者は、個人を著作者として表示する権限をもち、著作者の名誉、声望を害するような著作物の歪曲、削除、改変その他著作物を害する侵害を譲受人その他の者に禁止する権限をもつ。著作者が死亡するときは、著作者の相続人が著作権保護の全期間をその権利の確定のために争訟する権限をもつ。但し、文書に別段の定めがあるときはこの限りでない。」

このように、タイの著作権法は、著作者の名誉及び声望という観点から、日本の著作権法における著作者人格権を保護しています。概ね、タイ著作権法 18 条における「個人を著作者として表示する権限」は日本の著作権法 19 条における氏名表示権、タイ著作権法第 18 条における「著作者の名誉、声望を害するような著作物の歪曲、削除、改変その他著作物を害する侵害を譲受人その他の者に禁止する権限」は日本の著作権法第 20 条における同一性保持権に、それぞれ該当する概念であると整理できると思われます。

近時、タイの著作権法を改正する動きはあるでしょうか。

著作権法を改正しようとする動きはありますが、いずれも成立は不透明です。例えば、WIPO インターネット条約を国内で実行するには、海賊版の使用者に民事責任及び刑事罰を課すことが必要ですが、製造業者や販売業者により反対されています)。インターネットサービスプロバイダに対する責任規定や技術的保護手段と侵害者に対する罰則に関する規定を設けること、著作権法で用いられている定義の変更も検討されていますが、未だ実現していません。映画盗撮防止法案や地主／家主責任法案も、導入の必要性は説かれているものの、同時に制定に反対する声も強く、成立には至っていません。

なお、著作権法や著作権侵害に関連するその他の法律改正の動向については、第 I 章「2. タイ政府による著作権侵害対策」もご参照ください。

3. 著作権法の保護対象物

タイにおける著作物の概念を、日本法と比較して説明してください。特に、タイの著作権法における「創作性」の概念について説明してください。

「創作的な作品」でなければ、タイの著作権法で保護を受けることはできません。タイの著作権は、「着想、手順、工程、体系、使用の手法、操作、概念、原則、発見、科学的数学的理論」には及びません（タイ著作権法第6条）。日本の著作権法においても、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したもの」であり（日本著作権法第2条第1項第1号）、思想又は感情自体には及ばないと解されていますので、著作物の概念は日本と似ているといえるでしょう。

タイの著作権法で保護される対象物にはどのようなものがありますか。特に、録音、実演、映像、音楽、ゲームは、どのように保護されますか。日本法と比較して説明してください。また、保護されない対象について教えてください。

タイ著作権法第6条で保護される著作物の種類と、日本の著作権法第10条で保護される著作物の例として挙げられているものを比較すると、次のようになります。

（日本とタイの著作物の種類比較）

タイ著作権法第6条	日本の著作権法第10条
1. 文芸	1. 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
2. 演劇	2. 音楽の著作物
3. 美術	3. 舞踊又は無言劇の著作物
4. 音楽	4. 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
5. 視聴覚	5. 建築の著作物
6. 映画	6. 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
7. 録音	7. 映画の著作物
8. 放送	8. 写真の著作物
9. 表現の態様、形式を問わず、文芸、学術又は美術の分野に属するその他の著作物	9. プログラムの著作物

両者を比較すると、表現の差こそあれ、内容的には概ね対応しているのではないかと思います。とりわけ、タイで保護対象とされるものはすべて日本でも保護対象になっているものと考えられます。もっとも、日本で保護対象になっているもののうち、建築と図形についてはタイの著作権法上は必ずしも明確ではありませんので、タイでも保護対象といえるのか若干微妙な点はあるかもしれませんが（プログラムについては、本章「9. タイにおけるコンピュータ・プログラム著作権の保護」のとおりタイでも保護対象になるとされています。）。

また、タイ著作権法7条は、特に次のものに著作権の保護は及ばないと規定しています。

1. 文芸、学術、美術の著作物に属さない、単なる情報の性格をもつにすぎない日常の事実の報道
2. 憲法及び法令
3. 規則、準則、告示、命令、解釈及び省、部局また他の政府機関や地方担当部局の公的な通信
4. 判決、命令、決定及び公的報告
5. 政府部局によってなされた、前述1ないし4の事項に関する資料の翻訳及びそれらの収集物

このうち上記1が重要と思われるが（法令や判決の著作物性が問題になることはほぼないでしょう）、日本の著作権法においても、事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は著作物に該当しませんので（日本著作権法第10条第2項）、両者は同様に考えられると思われます。もっとも、日本においては「事実の伝達にすぎない雑報及び時事」の範囲が解釈上問題になりますので、タイにおいても「単なる情報の性格をもつにすぎない日常の事実の報道」の範囲の解釈につき、注意を払っておく必要があるでしょう。

4. 著作権の主体

著作権者の定義について教えてください。

著作権者は、タイ著作権法によって著作物と認められる著作物を創作する者をいうと定義されていて（タイ著作権法第4条）、同法によって認められる行為をなす排他的な権利を有します。そして、著作権者として保護される場合の要件は、未発効の著作物の場合と発行された著作物の場合とで、次のとおり少し異なります。

未発行の著作物の場合、創作者は、①タイの国籍を有する、②タイに居住している、又は、③タイがその加盟国となっている著作権保護条約（例：ベルヌ条約）の当事国になっている国の国民か居住者（又は著作物の創作のためにその居住期間の大部分をそこで過ごす）でなければなりません（タイ著作権法第8条第1項）。

発行された著作物の場合は、その第一発行がタイ国内若しくはタイが加盟している著作権保護条約（例：ベルヌ条約）の当事国でなければなりません。第一発行が上記にしたがってなされなかった場合は、最初の発行の日から30日以内にタイ国内かタイが加盟している著作権保護条約（例：ベルヌ条約）の当事国で発行されたか、著作物が最初に広告されたときに創作者が未発行の著作物における要件を満たしていたはずであったことが必要です（タイ著作権法第8条第2項）。

法人等の被用者が職務上作成した著作物は、法人等と使用者のどちらに帰属するでしょうか。

雇用の過程で被用者が作成した著作物は、文書による別段の合意がない限り被用者に帰属します（タイ著作権法第9条）。ただし、法人等は、雇用の目的にしたがって著作物を公衆に伝達する権利を有します（同但書）。他方、委託に基づき作成された著作物の著作権は、著作者と雇用者が別段の合意をしない限り雇用者に帰属します（タイ著作権法第10条）。

日本では、法人等の発意に基づいて被用者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、別段の定めがない限り法人等とされます。また、著作物の創作を外部に委託した場合は、別段の定めがない限り委託者ではなく受託者に帰属します。

両者の規定は対照的ですので、要注意です。

(日本とタイの職務著作等に関する制度比較)

	職務著作	外部委託
タイ	原則被用者	原則法人等
日本	原則法人等	原則受託者

5. 著作隣接権

著作隣接権の概念と権利の内容について教えてください。

日本の著作権法では、著作物に著作隣接権が認められていて、実演家、放送事業者及びその他創作者ではないものの著作物を公衆に伝える上で重要な役割を果たしている者の権利を認めています。著作物を公衆に伝えるという役割を果たす結果として、実演家、放送事業者及びその他の者には、日本法上一定の限定された権利が付与されます。したがって、「著作隣接権」とは、当該著作物に関連する著作権であり、当該著作物における創作者の権利からは独立した権利であるといえます。

著作隣接権は、実演家、レコード制作者及び放送機関の保護に関するローマ条約（ローマ条約）でカバーされていますが、タイは未だローマ条約に署名していませんので、日本と同様には、明確に定義づけられていません。それでもなお、実演家、録音・録画物の製作者及び放送事業者のための著作隣接権は、後述のように、タイ著作権法の下で保護されています。

(日本とタイの著作隣接権に関する制度比較)

	実演家の権利	レコード制作者の権利	放送事業者の権利
日本	著作隣接権として保護	著作隣接権として保護	著作隣接権として保護
タイ	実演家の権利として保護	録音・録画物の著作権として保護	放送の著作権として保護

※ 権利の具体的内容は各著作権法によって異なりますので、ご注意ください。特に、レコード制作者の権利と放送事業者の権利は、日本著作権法のように隣接著作権として保護されるものではありません。

実演家の権利について教えてください。

実演家の権利は、タイ著作権法第 44 条から第 53 条と第 61 条から第 66 条に規定されていて、一般に、著作権者には多くの保護が与えられています。外国人の実演家も、タイ著作権法で保護を与えられます。

実演家は、既に記録されている記録媒体を用いてする音及び映像の放送を除き、その実演を記録、複製して、公衆に放送する独占的な権利を有します（タイ著作権法第 44 条）。

また、実演家は、既に営利目的をもって公にされている実演の音声記録又はそのコピーをラジオ放送し、又は直接公衆に伝達する者から、「相当な報酬」を受領する権利があります。報酬額につき当事者間で協議が調わない場合には、政府の担当機関によって定められます（タイ著作権法第 45 条）。ただし、これには例外もあり、当該実演が営利目的なしに公衆に放送されたような場合には、当該実演に対する「相当な報酬」は支払われません。

実演家の権利は、当該実演が行われた暦年の最終日から 50 年間存続し（タイ著作権法 49 条）、その全部又は一部を譲渡することもできます（同第 51 条）。

録音・録画物の製作者の権利、放送事業者の放送に関する権利、出版者の権利について教えてください。

録音・録画物の製作者の権利と放送事業者の放送に関する権利は、著作物として著作権法で保護されます。出版者の権利は、タイの法律には定めがありません。

6. 著作権保護の内容、取得、保護期間及び譲渡

著作権の内容(支分権)について教えてください。

著作権者は、著作物の保護期間中、一定の金銭の支払いと引換えに、著作物の経済的利用を認めることができます。経済的な権利は、タイ著作権法第 15 条に定められていて、著作物を複製、譲渡、利用許諾、翻訳又は翻案する独占的な権利を含みます。

(日本とタイの著作権の内容 (支分権) 比較)

日本	複製、上演・演奏、上映、公衆送信等、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案、二次的著作物の利用
タイ	複製又は翻案、公衆への伝達、コピーの貸与

※ その他、タイ著作権法では、他人への著作権から生じる利益の供与や利用許諾も支分権の概念に含めるような規定ぶりになっています。

著作権及び著作隣接権の保護期間について教えてください。また外国人の著作権、著作隣接権の保護期間は、どのようになっているのでしょうか。

一般に、著作権は、著作者の生存中及び死後 50 年間存続します (タイ著作権法第 19 条)。共同著作者がいる場合は、共同著作者の生存中及び最後の共同著作者の死後 50 年間存続します (同条)。著作物が公表される前に著作者又はすべて共同著作者が死亡した場合は、著作権は当該著作物が最初に公表された日から 50 年間存続します。著作者が法人の場合、著作権は著作物が創作された日から 50 年間存続しますが、著作物が公表された場合は、最初に公表された日から 50 年間存続します (同条)。

著作権の保護期間経過後に著作物が公表されても、著作権の保護期間が再度始まることはありません (タイ著作権法第 26 条)。著作権の保護を受けるために、著作権を登録する必要はありません。

結論としては、日本法と概ね同様の規定になっていると考えられます。両者ともにベルヌ条約に加盟していますので、大きな違いがないのも、ある意味当然かもしれません。

応用美術の保護期間について教えてください。

応用美術とは、実用的又は機能的に用いられる線画、絵画、彫刻、版画、建築、写真、図面及び模型等のような作品の構造を備える著作物として定義されます。応用美術の著作物は、著作の時から 25 年間存続しますが、著作物がこの期間内に公表されたときは最初に公表された日から 50 年間存続します（タイ著作権法第 22 条）。

（日本とタイの著作権の保護期間比較）

	原則	無名・変名	団体名義	備考
日本	作者の死後 50 年	公表後 50 年	公表後 50 年	映画につき 公表後 70 年
タイ	作者の死後 50 年	発行後 50 年	発行後 50 年	応用美術につき 著作後 25 年又は 発行後 50 年

※ 日本における「公表」とタイにおける「発行」は、概ね同じ概念であると考えてよいと思われま

※ 公表ないし発行後の年数が保護期間であるものについては、創作から公表ないし発行までに当該年数（タイの応用美術については 25 年）が経過した場合はその時点で保護期間が満了します。

著作権を譲渡する場合の要件や効果等について教えてください。また、著作物を利用許諾する場合の種類や内容等について教えてください。

著作権は、タイ著作権法第 17 条に基づき自由に譲渡できます。著作権者は、著作権が保護される期間の一部又は残存する全期間、著作権の全部又は一部を譲渡できます。相続の場合を除き、著作権の譲渡は、譲渡人、譲受人の双方の署名がある文書によりなされなければなりません。期間が譲渡契約に定められていない場合、譲渡は 10 年間継続するとみなされます。また、タイ著作権法で保護されるすべての種類の著作権は、利用許諾することができます。

全体的に、日本と特筆すべき違いはないものと思われま

著作権の権利制限について教えてください。TRIPs 協定第 13 条（制限及び例外）に照らし合わせてタイの権利制限の範囲は同じでしょうか。

タイ著作権法上の著作物の権利制限は、TRIPs 協定第 13 条で認められる制限と一致します。TRIPs 協定第 13 条は、「加盟国は、独占的な権利に対する制限又は例外を、著作物の通常の利用と抵触せず、著作権者の正当な利益を不合理に妨げない特別な場合に限定しなければならない」と規定しています。タイ著作権法上、著作権者は、通常、著作物に対する独占的な権利を自由に行使でき、他者は、著作権者の許諾なしに著作物を利用できません（タイ著作権法第 15 条）。著作権者が著作物に関する権利を他者に付与する場合、著作権者は「不当に競争を制限する」条件を課してはなりません（タイ著作権法第 15 条第 5 項）（「不当に競争を制限する」との概念は、本章「9 タイにおけるコンピュータ・プログラム著作権の保護」で説明します。）。

タイにおける私的使用の範囲について教えてください。

著作物の私的使用として許容される範囲は、タイ著作権法第 32 条から第 43 条に規定されています。一般に、著作権者が有する著作物につき「利益を追求する」権利に抵触せず、他に著作権者の正当な権利に影響しない態様で著作物を利用することは、著作権の侵害であるとはみなされません。例えば、次のものは著作権の侵害であるとはみなされません。

- a. 利益を目的としない著作物の調査・研究（タイ著作権法第 32 条第 1 項）
- b. 私的使用、また、その家族、緊密な関係者の使用（同第 2 項）
- c. 著作物の著作権者を認知してなされるその著作物の解説、批評またその紹介（同第 3 項）
- d. 著作物の著作権者を認知してなされるマス・メディアによるニュースの報道（同第 4 項）
- e. 権限ある公務員による裁判手続、行政手続のためになされる使用（同第 5 項）
- f. 営利を伴わないことを条件として、教師による教示のために使用すること（同第 6 項）、営利を伴わない生徒への配布（同第 7 項）及び試験にかける問題また答案の部分として著作物を使用すること（同第 8 項）

現行の日本著作権法でも、正当な利用行為の種類が詳細に定められています

ので、タイ著作権法も類似の法律構造になっているといえます。

著作権侵害により著作権者に認められる権利や、その他著作権侵害に関する規定について説明してください。

侵害が発生すると、著作権者はタイ著作権法第 62 条から第 66 条に基づく保護を受けることができます。

侵害が発生すると、著作権者は、第 II 章で説明したとおり、侵害者に対して各種手続をとることができます。例えば、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）への請求、タイ著作権法第 69 条から第 77 条に規定されている侵害者に対する刑事又は民事の責任追及のための知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）への提訴等です。

著作権侵害行為に対する罰則について説明してください。

第 II 章「8. 刑事手続」でもご説明しましたが、著作権侵害行為に対しては主として次のような罰則が設けられています。

- － 実演家の権利を侵害した者（タイ著作権法第 27 条から第 30 条及び第 52 条違反）に対して、2 万バーツから 20 万バーツの罰金（同法第 69 条）
- － 著作権侵害を行った者（タイ著作権法第 31 条違反）に対して、1 万バーツから 10 万バーツの罰金、第 1 項に定める商業目的の場合には 3 ヶ月から 2 年以下の懲役又は 5 万バーツ 40 万バーツの罰金又はその双方（同法第 70 条）

7. 著作権の登録制度

著作権の登録制度について説明してください。日本法における登録概念との共通点、相違点を挙げてください。また、紛争解決との関係における登録することのメリットを教えてください。

著作者は知的財産庁（DIP）に著作物を登録できますが、登録しないと著作権の保護を受けられない訳ではありません。通常、著作者は、裁判所（特に知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所））に自らが著作者であることを示す証拠として、知的財産庁（DIP）に著作物を登録するよう、助言されます。知的財産庁（DIP）に著作物を登録する主たるメリットは、登録がなければ ECD は著作権者に刑事手続を行うことを認めない点にあります。換言すれば、知的財産庁（DIP）への登録をしていない著作権者は、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）で民事上の救済を求められるのみです。

著作権の帰属や優劣は、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）により証拠の重要性を勘案して決せられます。法律的な観点からすれば、知的財産庁（DIP）への著作物の登録は、著作権の帰属や優劣を証明しませんが、著作権者は登録した者に帰属するとの推定は働きます。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権者に対し、著作物における著作権者の権利を補強するべく追加の証拠提出を求めることができますが、裁判所は、他方当事者（例えば、著作権侵害を問われた当事者）に対し、登録した者に著作権が帰属することを弾劾する証拠を提出するよう、求めることが多いでしょう。

日本でも著作権は登録によって発生するものではなく、登録は著作者の推定等の意味があるにとどまりますので（日本著作権法第 75 条等）、タイも同様の制度を採用するものと考えられます。

知的財産庁（DIP）への著作権登録手続を教えてください。

著作権を登録するには、知的財産庁（DIP）に申請書を提出します。また、州の財務局にも提出できます。

申請書には、例えば著作権者の氏名・タイでの連絡先、著作物の名前・種類、創作性のある部分の特定、創作された国、創作された年、最初に公開された年月日、著作権に関する利用許諾や譲渡等を記載します。また、著作物が創作される

に至った手段や方法も簡潔に記載します。さらに、文芸の著作物であれば書籍、演劇、録音、映画の著作物等であれば CD 等も添付して提出します。その他、知的財産庁 (DIP) への申請書の様式については、次頁以降をご参照ください²⁰。なお、登録費用は必要ありません。

なお、提出後登録までは 2～3 ヶ月かかります。登録されると、知的財産庁 (DIP) から申請者の住所に証明書が送付され、第三者にも公開されます。

²⁰ 実際の申請書はタイ語のみで提供されており、日本語・英語は、参考として掲載しております。なお、右頁の英語版は、左頁のタイ語版に対応しておりますが、この英語版は、調査協力先である Price Sanond Prabhas & Wynne (Bangkok, Thailand) の翻訳によるものです。実際の申請に際しては、タイ語のわかる方にご相談ください。



คำขอแจ้งข้อมูลลิขสิทธิ์
 著作権情報の通知のためのアプリケーション
 ประเภทงานอันมีลิขสิทธิ์
 著作物の種類

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> วรรณกรรม | <input type="checkbox"/> ดนตรีกรรม |
| <input type="checkbox"/> นาฏกรรม | <input type="checkbox"/> ภาพยนตร์ |
| <input type="checkbox"/> ศิลปกรรม | <input type="checkbox"/> งานแพร่เสียงแพร่ภาพ |
| <input type="checkbox"/> สื่อทัศนวัสดุ | <input type="checkbox"/> งานอื่นใดในแผนกวรรณคดี |
| <input type="checkbox"/> สิ่งบันทึกเสียง | แผนกวิทยาศาสตร์หรือแผนก |

สำหรับเจ้าหน้าที่
 公式用

เลขคำขอ ลข.
 出願番号

รับวันที่
 受理日

ทะเบียนข้อมูลเลขที่
 情報登録番号

เอกสารแนบ
 添付

- สำเนาคำขอ ลข.01
- หนังสือรับรองความเป็นเจ้าของลิขสิทธิ์
- ผลงานหรือภาพถ่าย
- สำเนาบัตรประจำตัวหรือหนังสือรับรองนิติบุคคล
- หนังสือมอบอำนาจ (ถ้ามี)
- เอกสารอื่น ๆ (ถ้ามี)

1. ชื่อเจ้าของลิขสิทธิ์ 著作権者の名前

ชื่อ

สัญชาติ

เลขประจำตัวประชาชน/นิติบุคคล

2. ชื่อตัวแทน 代表者の名前

ชื่อ

สัญชาติ

เลขประจำตัวประชาชน/นิติบุคคล

ที่อยู่

รหัสไปรษณีย์

โทรศัพท์

โทรสาร

ที่อยู่

รหัสไปรษณีย์

โทรศัพท์

โทรสาร

3. สถานที่ติดต่อในประเทศไทย
 問い合わせ先住所 (タイ)

4. ชื่อผู้สร้างสรรค์ หรือนามแฝง 著者名又は別名

ชื่อ

สัญชาติ

เลขประจำตัวประชาชน/นิติบุคคล

5. ชื่อผู้สร้างสรรค์ร่วม หรือนามแฝง 共著者名又は別名

ชื่อ

สัญชาติ

เลขประจำตัวประชาชน/นิติบุคคล

ที่อยู่

รหัสไปรษณีย์

โทรศัพท์

โทรสาร

ที่อยู่

รหัสไปรษณีย์

โทรศัพท์

โทรสาร

วัน เดือน ปี ที่จดทะเบียนนิติบุคคล

วัน เดือน ปีที่ผู้สร้างสรรค์ตาย (เฉพาะบุคคลธรรมดา)

วัน เดือน ปี ที่จดทะเบียนนิติบุคคล

วัน เดือน ปีที่ผู้สร้างสรรค์ตาย (เฉพาะบุคคลธรรมดา)



Application for Notification of Copyright Information

Type of copyright work:

- Literary work Musical work
 Dramatic work Cinematographic work
 Artistic work Broadcasting work
 Audiovisual work Other work in the field of
 Sound recording literature, science or arts

For official' s use

LorKhor. Application No.

Date of Receipt

Information Registration No.

Attachments

- Copy of LorKhor.01 application
 Certificate of copyright ownership
 Work or photograph
 Copy of ID card or juristic person certificate
 Power of attorney (if any)
 Other document (if any)

1. Name of Copyright Owner Name Nationality Citizen ID / Juristic Person No. □□□□□□□□□□		2. Name of Representative Name Nationality Citizen ID / Juristic Person No. □□□□□□□□□□	
Address Postcode		Address Postcode	
Tel. Fax.		Tel. Fax.	
3. Contact Address in Thailand			
4. Name of Author or Alias Name Nationality Citizen ID / Juristic Person No. □□□□□□□□□□		5. Name of Co-author or Alias Name Nationality Citizen ID / Juristic Person No. □□□□□□□□□□	
Address Postcode		Address Postcode	
Tel. Fax.		Tel. Fax.	
Date of Juristic Person Registration		Date of Juristic Person Registration	
Date of Author' s Death (natural person only)		Date of Author' s Death (natural person only)	

6. ชื่อผลงาน (โปรดสะกตชื่อผลงานที่ถูกต้อง).....
 作品名 (作品名の正しいスペルを記入)

7. ประเภทของงาน 著作物の種類

วรรณกรรม

ลักษณะงาน

- หนังสือ จุลสาร สิ่งเขียน
 สิ่งพิมพ์ ปาฐกถา เทศนา
 คำปราศรัย สุนทรพจน์
 โปรแกรมคอมพิวเตอร์
 งานนิพนธ์อื่น ๆ (ระบุ).....

นาฏกรรม

ลักษณะงาน

- ทำรำ
 ทำเต้น
 การแสดงใบ้
 การทำท่าหรือการแสดง
 ที่ประกอบขึ้นเป็นเรื่องราว

ศิลปกรรม

ลักษณะงาน

- จิตรกรรม (เช่น ภาพวาด)
 ประติมากรรม (เช่น รูปปั้น/แกะสลัก)
 ภาพพิมพ์ (เช่น ภาพปกหนังสือ)
 สถาปัตยกรรม (เช่น งานออกแบบ
 อาคาร/สิ่งปลูกสร้าง)
 ภาพถ่าย
 ภาพประกอบ แผนที่ฯ
 ศิลปประยุกต์(งานที่นำไปใช้ประโยชน์อย่างอื่น)

สิ่งบันทึกเสียง

โสตทัศนวัสดุ

ภาพยนตร์

ดนตรีกรรม

งานแพร่เสียงแพร่ภาพ

งานอื่นใดอันเป็นงานในแผนกวรรณคดี

ลักษณะงาน

ลักษณะงาน

แผนกวิทยาศาสตร์หรือแผนกศิลปะ

- ทำนอง โน้ตเพลง
 ทำนองและคำร้อง แผนภูมิเพลง
 คำร้องที่แต่งเพื่อประกอบทำนอง

- งานแพร่เสียง
 งานแพร่ภาพ
 งานแพร่เสียงและภาพ

- ลักษณะงาน
 ลายถัก ลายปัก
 อื่น ๆ (ระบุ).....

ผลงานที่ยื่นประกอบคำขอ

8. ความเป็นเจ้าของลิขสิทธิ์ 権利の内容

เป็นผู้สร้างสรรค์เอง

เป็นผู้ว่าจ้าง

เป็นผู้รับจ้าง ซึ่งสัญญาจ้าง
 ทำของกำหนดให้ผู้รับจ้าง
 เป็นเจ้าของลิขสิทธิ์

เป็นนายจ้างซึ่งมีหนังสือ
 ตกลงกับลูกจ้างว่า ให้
 นายจ้างเป็นเจ้าของลิขสิทธิ์

เป็นกระทรวง ทบวง กรม
 หรือหน่วยงานของรัฐหรือของ
 ท้องถิ่นที่มีลิขสิทธิ์โดยการจ้างหรือ
 ตามคำสั่งหรือการควบคุมของตน

เป็นผู้รับโอนลิขสิทธิ์

รับโอนทั้งหมดในงานสร้างสรรค์

รับโอนลิขสิทธิ์บางส่วน

- สิทธิในการทำซ้ำ
 สิทธิในการดัดแปลง
 อื่น ๆ (ระบุ).....

เป็นผู้ดัดแปลงโดยได้รับอนุญาต
 จากเจ้าของลิขสิทธิ์

- โดย การแปล
 อื่น ๆ (ระบุ).....

เป็นผู้รวบรวมโดย

นำเอาผลงานอันมีลิขสิทธิ์ มารวบรวมหรือประกอบเข้ากัน
 โดยได้รับอนุญาตจากเจ้าของลิขสิทธิ์

- ในรูปแบบ พจนานุกรมฯ สารานุกรม
 เว็บเพจ
 อื่น ๆ (ระบุ).....

เป็นผู้นำเอาข้อมูลหรือสิ่งอื่นใดมารวบรวมหรือประกอบเข้ากัน

- ในรูปแบบ ฐานข้อมูล
 อื่น ๆ (ระบุ).....

6. Name of Work (please provide correct spelling of the name of work)

7. Type of Work

 Literary work Dramatic work Artistic work

Form of work

Form of work

Form of work

 Book Pamphlet Writing Choreography Painting (e.g. drawing) Printed matter Lecture Sermon Dancing Sculpture (e.g. statue/carving) Address Speech Pantomime Lithography (e.g. book cover) Computer programme Acting or Architecture Other literary work(specify)performance in
dramatic arrangement (e.g. design of building) Photograph Illustration, map Applied art

(work used for other purpose)

 Sound recording Audiovisual work Cinematographic work Musical work Broadcasting work Other work in the field of
literature, science or arts

Form of work

Form of work

Form of work

 Melody Musical notes Sound broadcasting Knitting pattern Melody and lyrics Musical diagram Video broadcasting Embroidery pattern Lyrics composed for melody Sound and video
broadcasting Other(specify)

Work submitted with the application

8. Ownership of Copyright

 Being the author Being the assignee of copyright Being the compiler Being the hirer Having been assigned the
whole created work Having compiled or
incorporated copyright work Being the hired person and the
hire of work contract provides
that the hired person shall be
the copyright owner Having been assigned part of
the copyrightwith the copyright owner' s
permission Being the employer and having
a written agreement with the
employee that the employer
shall be the copyright owner Right of reproduction

in the form of

 Right of adaptation Dictionary/encyclopedia Other (specify) Webpage Having made adaptation with
the copyright owner' s
permission by Other (specify) Having compiled or
incorporated data or any other
thing Being the Ministry, Department,
or government or local agency
having copyright by means of
hiring or under its order or
control Translation

in the form of

 Other (specify) Database Other (specify)

<p>9. ลักษณะการสร้างสรรค์ 作品の創作</p> <p><input type="checkbox"/> สร้างสรรค์ขึ้นเองทั้งหมด <input type="checkbox"/> สร้างสรรค์บางส่วน (ระบุ)</p> <p><input type="checkbox"/> อื่น ๆ (ระบุ)</p>
<p>10. สถานที่สร้างสรรค์ สร้างสรรค์ในประเทศ (ระบุ)</p> <p>創作した国 (具体的に)</p>
<p>11. ปีที่สร้างสรรค์ (ระบุ)</p> <p>創作した年 (具体的に)</p>
<p>12. การโฆษณางาน (การนำเสนอออกจำหน่ายโดยความยินยอมของผู้สร้างสรรค์ โดยสำเนาจำนวนมากพอสมควร)</p> <p>著作物の公表</p> <p><input type="checkbox"/> ยังไม่ได้โฆษณา</p> <p><input type="checkbox"/> ได้โฆษณาแล้วโดยโฆษณาครั้งแรกเมื่อวันที่ เดือน พ.ศ.</p> <p>ณ ประเทศ</p>
<p>13. การแจ้ง/จดทะเบียนลิขสิทธิ์ในต่างประเทศ 海外著作権の通知/登録</p> <p><input type="checkbox"/> ไม่เคยแจ้งหรือจดทะเบียน <input type="checkbox"/> แจ้งหรือจดทะเบียนไว้แล้วที่ประเทศ (ระบุ)</p>
<p>14. การอนุญาตให้ใช้ลิขสิทธิ์/โอนลิขสิทธิ์ 著作権許諾/譲渡</p> <p><input type="checkbox"/> ไม่เคยอนุญาตให้ใช้ลิขสิทธิ์ / โอนลิขสิทธิ์</p> <p><input type="checkbox"/> อนุญาตให้ใช้ลิขสิทธิ์ / โอนลิขสิทธิ์ให้แก่เมื่อวันที่ เดือน พ.ศ.</p> <p><input type="checkbox"/> อนุญาต/โอนลิขสิทธิ์ (แนบสำเนาสัญญาหรือนิติกรรม)</p> <p><input type="checkbox"/> สิทธิทั้งหมด <input type="checkbox"/> สิทธิบางส่วน (ระบุ)</p> <p><input type="checkbox"/> อนุญาต/โอนลิขสิทธิ์ (แนบสำเนาสัญญาหรือนิติกรรม)</p> <p><input type="checkbox"/> ตลอดอายุลิขสิทธิ์ <input type="checkbox"/> มีกำหนดเวลา (ระบุ).....ปี</p>
<p>15. การเผยแพร่ข้อมูลลิขสิทธิ์ 著作権情報の開示</p> <p><input type="checkbox"/> ข้าพเจ้าอนุญาตให้คนอื่นตรวจสอบเอกสารในแฟ้มคำขอแจ้งข้อมูลลิขสิทธิ์และผลงานของข้าพเจ้าได้</p> <p><input type="checkbox"/> ข้าพเจ้าไม่อนุญาตให้บุคคลใดตรวจสอบเอกสารในแฟ้มคำขอฯ และผลงานของข้าพเจ้า</p> <p><input type="checkbox"/> อื่น ๆ (โปรดระบุ)</p> <p>ทั้งนี้ข้าพเจ้ารับทราบฯ กรมฯ ให้บริการตรวจค้นข้อมูลลิขสิทธิ์แก่ประชาชนทั่วไปทางคอมพิวเตอร์และอินเทอร์เน็ต</p> <p>ข้าพเจ้ายินดีเผยแพร่ข้อมูลตามที่ปรากฏในแบบ ลข.01</p>

ข้าพเจ้าขอรับรองว่าข้อความข้างต้นเป็นความจริงทุกประการและหลักฐานที่ส่งประกอบคำขอเป็นหลักฐานที่ถูกต้อง หากปรากฏภายหลังว่าข้าพเจ้าไม่ได้เป็นเจ้าของลิขสิทธิ์หรือตัวแทนรับมอบอำนาจจากบุคคลดังกล่าว และก่อให้เกิดความเสียหายแก่บุคคลหนึ่งบุคคลใด หรือกรมทรัพย์สินทางปัญญา ข้าพเจ้าขอเป็นผู้รับผิดชอบในความเสียหายที่เกิดขึ้นทุกประการ

ลงชื่อ.....เจ้าของลิขสิทธิ์ / ตัวแทน

.....
...../...../.....

หมายเหตุ ในกรณีที่แบบ ลข.01 มีเนื้อที่ไม่พอ และต้องการระบายละเอียดเพิ่ม ให้ใช้ใบต่อท้าย ลข.01

โดยระบุหมายเลขกำกับข้อ และหัวข้อที่แสดงรายละเอียดเพิ่มเติมดังกล่าวด้วย

การดำเนินการตามคำขอนี้ ไม่ต้องเสียค่าธรรมเนียมใด ๆ ทั้งสิ้น

<p>9. Manner of Creation</p> <p><input type="checkbox"/> Having created in whole <input type="checkbox"/> Having created in part (specify)</p> <p><input type="checkbox"/> Other (specify)</p>
<p>10. Place of Creation in the Country (specify)</p>
<p>11. Year of Creation (specify)</p>
<p>12. Publicity of Work (distribution of considerable amount of copies of work with the author' s permission)</p> <p><input type="checkbox"/> Not having publicised yet</p> <p><input type="checkbox"/> Having publicised for the first time on the day of B.E. in (country).....</p>
<p>13. Notification / Registration of Copyright Abroad</p> <p><input type="checkbox"/> Never been notified or registered <input type="checkbox"/> Notified or registered in (specify country)</p>
<p>14. Copyright Licensing / Assignment</p> <p><input type="checkbox"/> the copyright has never been licensed / assigned</p> <p><input type="checkbox"/> the copyright has been licensed / assigned to on the day of.... B.E.</p> <p> <input type="checkbox"/> licensed / assigned (attach copy of the contract or juristic act)</p> <p> <input type="checkbox"/> in whole <input type="checkbox"/> in part (specify)</p> <p> <input type="checkbox"/> licensed / assigned (attach copy of the contract or juristic act)</p> <p> <input type="checkbox"/> throughout the period of copyright <input type="checkbox"/> for a period of (specify)year(s)</p>
<p>15. Disclosure of Copyright Information</p> <p><input type="checkbox"/> I allow others to inspect the documents in the file of my Application for Notification of Copyright Information and my work.</p> <p><input type="checkbox"/> I do not allow any person to inspect the documents in the file of my Application and my work.</p> <p><input type="checkbox"/> Other (please specify)</p> <p>I acknowledge that the Department provides copyright information searching service to the general public via computer and the internet. I consent to disclose the information as shown in LorKhor.01 Form.</p>

I certify that the above contents are all true and the documents submitted with the application are correct. If it is later found that I am not the copyright owner or the authorised representative of such person and have caused damages to any person or the Department of Intellectual Property, I shall be responsible for all the incurred damages.

Signed Copyright Owner / Representative

.....
...../...../.....

Remark If the LorKhor.01 Form has insufficient space and the applicant wants to specify additional details, please use LorKhor.01 Annex Sheet and specify the item numbers and headings for the additional details.

There is no official fee for the proceeding of this application.

คำขอเลขที่.....

ทะเบียนข้อมูล เลขที่.....

ใบต่อท้ายคำขอแจ้งข้อมูลลิขสิทธิ์

著作権情報の通知用の別紙

แบบ ลข.01

Blank area for providing copyright information.

ลงชื่อ.....เจ้าของลิขสิทธิ์ / ตัวแทน

.....

...../...../.....

Application No.

Information Registration No.....

Annex Sheet for the Application for Notification of Copyright Information

LorKhor.01 Form

Signed Copyright Owner / Representative

/...../.....

Page ____ of ____ pages

แบบคำขอ ลข. เลขที่

ทะเบียนข้อมูล เลขที่

แบบแสดงรายละเอียดเกี่ยวกับการสร้างสรรค์ผลงานโดยย่อ
著作物の概要

Blank area for the summary of the creative work.

ลงชื่อ.....เจ้าของลิขสิทธิ์ / ตัวแทน

.....

...../...../.....

หน้า ___ ของจำนวน ___ หน้า

Brief Details of Work Creation

Signed Copyright Owner / Representative

.....

...../...../.....

หนังสือรับรองความเป็นเจ้าของงานลิขสิทธิ์

権利者であることの証明書

โดยหนังสือฉบับนี้ นาย/นาง/นางสาว/บริษัท/ห้างหุ้นส่วน.....
ตั้งอยู่เลขที่
ทะเบียนนิติบุคคลเลขที่ (ถ้ามี) ขอรับรองว่าเป็นเจ้าของลิขสิทธิ์ในงานอันมี
ลิขสิทธิ์ประเภท ชื่อผลงาน
ที่ยื่นคำขอแจ้งข้อมูลลิขสิทธิ์ไว้ต่อกรมทรัพย์สินทางปัญญา เมื่อวันที่แต่เพียงผู้เดียว

ข้าพเจ้าขอรับรองว่าข้อความข้างต้นเป็นความจริงทุกประการ หากปรากฏภายหลังว่าข้าพเจ้าไม่ได้เป็น
เจ้าของ ลิขสิทธิ์และก่อให้เกิดความเสียหายแก่บุคคลหนึ่งบุคคลใดหรือกรมทรัพย์สินทางปัญญา ข้าพเจ้าขอเป็นผู้รับผิดชอบ
ในความเสียหายที่เกิดขึ้นทุกประการ

ลงชื่อ.....เจ้าของลิขสิทธิ์

.....

ตำแหน่ง (ถ้ามี).....

ประทับตรา (ถ้ามี)

วันที่ เดือน พ.ศ.

Certificate of Ownership of the Copyright Work

Mr./Mrs./Miss/Company/Partnership.....,
located at
juristic person registration no. (if any), hereby certifies that
he/she/it is the sole owner of copyright in the copyright work in the type of named
..... for which the Application for Notification of Copyright Information is filed with
the Department of Intellectual Property on

I certify that the above contents are all true. If it is later found that I am not the copyright owner and have caused damages to any person or the Department of Intellectual Property, I shall be responsible for all the incurred damages.

Signed Copyright Owner
.....

Position (if any)

Affix seal (if any)

Date Month..... B.E.

8. タイにおける外国人の著作物に対する保護

タイにおける外国人の著作物に対する保護について教えてください。

タイはベルヌ条約の加盟国ですので、外国人もタイ著作権法の保護を受けます。タイで外国人が著作権の保護を受け、権利を実現するのに、特別の形式は必要とされていません。むしろ、創作された場所にかかわらず、著作物は創作されると直ちに、作者に権利が発生します。そして、作者又は作者から権利を譲り受けた者のみが、正当に著作権を行使できます。

9. タイにおけるコンピュータ・プログラム著作権の保護

コンピュータ・プログラム著作権の主体、内容、権利帰属について教えてください。

コンピュータ・プログラムは文芸の著作物として保護され、タイ著作権法では著作権の保護が与えられるものとして特に認識されています。コンピュータ・プログラムは、タイ著作権法において「コンピュータ著作物を作成し、若しくは、プログラムの言語の種を問わず、ひとつの結果を得ることができるようコンピュータを機能せしめる一連の指令を組み合わせたものをいう」と定義されています。

コンピュータ・プログラムの著作者は、他の著作物の著作者と同様に、当該プログラムにつき著作権を主張する正当な権利を有します。他の種類の著作物の著作者に相当するように、コンピュータ・プログラムの著作者は経済的利用を制限する権利を有し、利用の対価の支払いを受けることができます。保護されるコンピュータ・プログラムの経済的権利は、複製、公衆への伝達、利用許諾、翻訳又は翻案に関する独占的な権利を含みます（タイ著作権法第15条）。著作者の許諾なしに次のことを行くと、コンピュータ・プログラムの侵害になります（タイ著作権法第30条）。

1. コンピュータ・プログラムの複製又は翻案
2. コンピュータ・プログラムの公衆への伝達
3. コンピュータ・プログラムの原著作物又はそのコピーの貸与

もっとも、コンピュータ・プログラムに関して行われる営利を目的としない行

為は、著作権侵害を構成しない場合もあります（タイ著作権法第 35 条）。

コンピュータ・プログラムのうち著作物として保護される部分について教えてください。この点、プログラム言語、規約、解法には著作権の保護が及ぶでしょうか。

プログラム言語とコンピュータ・プログラムのコードは著作権法上保護されません。アルゴリズムも保護されますが、概念、原理、発見又は科学的、数学的法則には著作権法の保護が及びません。

プログラム著作権の使用許諾及び譲渡について教えてください。

著作権者は、コンピュータ・プログラムにつきタイ著作権法第 15 条で定められている行為を他者に許諾することができます。特に、著作権者は、コンピュータ・プログラム、視聴覚著作物、映画の著作物及び録音物の原作品又はコピーを貸与する独占的な権利を有します（タイ著作権法第 15 条第 3 項）。コンピュータ・プログラムの使用を他者に許諾する権限は、いずれも、条件を付し又は付さないで行うことができるものですが、かかる条件は不当に競争を制限するものであってはなりません（タイ著作権法第 15 条第 5 項）。

残念ながら、タイ著作権法は、どのような種類の条件が不当に競争を制限するのかにつき詳細を定めておらず、その代わり、省の規則に定められる準則、方法、条件に委ねられます。1997 年に、商務省は「不当に競争を制限する」の意味を明確にした規則を発行し、「事案ごとに、かかる条件によって生じ、又は生じ得る結果とともに、不当に競争を制限する目的、意図を考慮して決定する」としました。この規則では、著作権者によって不当に競争を制限するものの例を挙げています。例えば、著作権者の物をライセンシーに取得するよう拘束すること、ライセンシーにある特定の供給者の物を取得する行為を禁止すること、ライセンシーにある特定の者を雇用するよう、また、雇用しないよう要求すること、不当なロイヤルティ率を課すこと、著作物の試験や調査に関して条件を付すこと、相当の報酬なしに著作物の翻案物を譲渡するようライセンシーに要求すること、一方的かつ合理的理由なくライセンスを終了することを著作権者に認めること、著作権者の他の著作物を利用するよう、又は、他者の著作物を利用しないようライセンシーに要求すること、等です。

プログラム著作権の登録制度及び所要費用、所要期間について教えてください。

コンピュータ・プログラムにつき、著作権登録をする必要はありません。しかし、著作者は、予防的手段として、コンピュータ・プログラムにおける著作権者の権利につき知的財産庁（DIP）に登録申請することができます（登録制度については本章「7. 著作権の登録制度」参照）。

タイでは、コピーコントロールやアクセスコントロールの回避に関する規定がありますか。

タイ著作権法は「創作的表現」を保護するのみで、コンピュータ・プログラムのうち手順、工程、体系、使用の手法、操作、概念、原則、発見、科学的数学的理論の部分は保護していません。他の種類の「創作的表現」と異なり、コンピュータ・プログラムには、著作権保護に対する上記例外の1つに含まれると考えられるコードがかなり存在すると思われます。著作者は、かかるコードは主たるコードに付属するものであり、著作物全体に対して著作権を保護しないようなことがあってはならないと主張する必要があるでしょう。

また、主要な部分が修正されたコンピュータ・プログラムは、原著作物の翻案ではなく新たな独立した創作的著作物を構成すると考えられます。もし、新たなコンピュータ・プログラムを創作するに際して原著作物が利用されたと証明できなければ、原著作物の著作権者は新しいコンピュータ・プログラムにつき何らの権利も有しません。この意味において、新しいコンピュータ・プログラムは原著作物に基づいていない旨の推測を働かせるべく、種々の不明瞭なコード化のテクニックが用いられます。

10. 他の制度による著作物の保護

光ディスク製造法（Optical Disk Production Act (B. E. 2548)）について教えてください。

光ディスク製造法は、知られているすべての光学ディスクの製造施設を規制し、地下工場での製造活動を停止させることを目的としています。これは、タイにおける著作権侵害に対抗することを援助することが意図されています。製造業者は知的財産庁（DIP）に報告すること、及び、機械と製造されたディスクの番号を登録することが求められています。担当公務員は、製造施設に立ち入り、遵守しているかを検査する権限を有しており、この法律の違反に対しては、100万バーツ以下の罰金と5年以下の懲役が科せられます。この法律の主要な部分は、著作権者が光学ディスクを正当に複製する前に、著作権者コードを取得することを義務付けることにあります。

コンピュータ犯罪法（Computer Crime Act 2007 (B. E. 2550)）について教えてください。

コンピュータ犯罪法は2007年に施行されましたが、この法律は、インターネットやその他コンピュータにアップロードされたコンテンツが同法の違反となるか、また、国家安全の視点から刑法犯となるかを幅広く定め、また、この点につき裁判所に広い裁量を与えるものです。特に、コンピュータ犯罪法第14条は、国家安全に関する犯罪となるコンピュータシステムへの侵入行為に及んだ者に対し、5年以下の懲役、10万バーツ以下の罰金又はこれらの併科に処する旨を規定しており、同第15条では、同第114条に基づくコンピュータシステムへの侵入行為を援助又は許可した、同システムを管理するインターネットサービスプロバイダを含むサービスプロバイダも、この犯罪者に含まれるものを規定しています。

コンピュータ犯罪法は、いかなる犯罪が国家安全に関するのかにつきガイドラインを定めていませんが、近時、不敬罪を含む国家安全上の理由に関する同法第14条及び第15条に基づき、有罪判決や実刑判決が課せられた事案が散見されていて議論を呼んでいます。

著作権侵害が幾分かでもタイの国家安全に関連しているものでない限り、コン

ピュータ犯罪法が著作権者に利用されて、タイにおける著作権の保護に役立っているようには思われません。しかし、同法は、侵害された物の元の譲渡人を特定するには有益かと思われま

マネーロンダリング防止法 (Anti-Money Laundering 法 (B. E. 2542)) について教えてください。

マネーロンダリング防止法 (2009 年に改正) は、タイにおけるマネーロンダリング法の中核を構成します。多くの他の地域でもそうであるように、マネーロンダリングに関するタイの法律はまだ発展途上の段階にあり、マネーロンダリングの実態がよく理解されるにつれて修正が繰り返されています。タイのマネーロンダリング防止法を規制し執行する責務を負うタイの主要な政府機関はマネーロンダリング対策室ですが、他のタイの政府機関、例えば、財務省、証券取引委員会、タイ銀行及び国家汚職防止委員会 (NCCC) なども関係します。これらの機関の多くは、それぞれの範囲に含まれる団体のために、既存の立法に加えて独自の要件やガイドラインを補充してきました。加えて、新しいマネーロンダリングの規制が定期的に発行されています。

マネーロンダリング防止法は、同法で定義されている「前提犯罪」を犯すことによって得られた金銭や財産の洗浄に向けられています。前提犯罪には、麻薬、汚職及びテロに関する犯罪が含まれます。タイ政府は、マネーロンダリング防止法を執行する際、私的機関による助力に大いに依存しています。マネーロンダリング防止法は、政府機関、金融機関及び他の規制対象となる種々の者に対し、デューデリジェンスと報告義務を課します。

知的財産権の侵害は、現在マネーロンダリング防止法ではカバーされていません。 国際知的財産権連盟 (IIPA) は、タイにおける侵害行為はしばしば組織化された暴力的犯罪に関係しているため、マネーロンダリング防止法の前

知的財産庁（DIP）・無線周波数割当並びにラジオ・テレビ放送事業及び電子通信の規制を行う組織に関する法律（Act on the Organization to Assign Radio Frequency and to Regulate the Broadcasting and Telecommunication Services 2000（BE2543））について教えてください。

無線周波数割当並びにラジオ・テレビ放送事業及び電子通信の規制を行う組織に関する法律は、この表題が示唆しているように、タイにおける無線周波数の譲渡と、国の放送及び通信サービスの規制を中心としています。国家電子通信委員会（NTC）は同法を所管する機関でしたが、国家電子通信委員会（NTC）の役割は国家放送通信委員会（NBTC）にとって代わられています。

同法は著作権の保護に関する規定を有していませんが、国家電子通信委員会（NTC）は、所管機関であった際、アジア・ケーブル及び衛星放送協会（CASBAA）からの要求に応じて、知的財産権の保護を定める規則や手続の導入を検討していました。しかし、アジア・ケーブル及び衛星放送協会（CASBAA）の提案は、国家電子通信委員会（NTC）の役割が最近国家放送通信委員会（NBTC）にとって代わられたこともあって、完全には検討されていません。国家放送通信委員会（NBTC）においてアジア・ケーブル及び衛星放送協会（CASBAA）が提案した著作権侵害に関する規則や手続を検討するかどうかは、今後注意して見ておくべきです。

その他に、著作権保護に関する法律や規則はありますか。

これまで紹介した以外には、著作権保護に関する主要な法律や規則はありません。しかし、第Ⅰ章、第Ⅲ章、第Ⅳ章で紹介しましたように、タイにおいて著作権の保護を高めるため、かなりの立法が草案化されています（もともと、成立するかは不透明です）。

1 1. タイにおける著作権の集中管理

タイにおける著作権の集中管理の制度や実情について教えてください。

タイにおいては音楽の著作権を扱う集中管理団体はありますが、その他の著作権や実演家の権利を扱う団体はありません。

タイ国内の音楽の著作権を扱う団体は、特に設立手続等が決められておらず容易に設立が可能であるため多数存在し²¹、そのため音楽著作権の管理やロイヤルティの支払いはかなり複雑な状況にあります。海外の音楽著作権を扱う団体は次の3つがあります。

ミュージック・コピーライト・タイランド (MCT) は、1994年に設立された非営利団体で、タイ及び外国の双方を含む会員のために、タイにおいて録音された音楽の著作権を保有し、ロイヤルティを徴収します。日本との関係では、JASRACと相互代理契約 (reciprocal representation agreement) を締結しています。

フォノライツ (Phonorights) は類似する団体であり、1997年に他の形式の録音の著作物を取り扱う国際レコード連盟 (IFPI) によって設立されました。この持分は、主として TECA と会員である地方の録音会社代表者によって共有されています。2003年に、ミュージック・コピーライト・タイランド (MCT) とフォノライツ (Phonorights) は、共同出資によって MPC Music 株式会社を設立しました。MPC Music 株式会社は、タイ国内で利用できる知的財産のレパートリーを国際的なものも含めて増やしてしていくために、タイの利用者に対し、音楽の著作物及び録音の著作物における実演家の権利と、加えてミュージック・コピーライト・タイランド (MCT) に代表されるタイの著作物についても、利用許諾することを提示しています。

²¹ 2012年1月現在で、29の団体が認識されています。しかし、設立、解散は頻繁に行われており、その正確な数を把握するのは困難です。

12. 著作権保護に関する公私団体の連絡先等一覧

以下は、本ハンドブックで言及した公私団体の連絡先一覧です。

官 公 庁 等	知的財産庁 (DIP) Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce	44/100 Nontaburi 1 Rd., Bang Krasor, Muang, Nontaburi 11000 Tel: (66-2) 547-4621-5 Hot line 1368 The Office of Prevention and Suppression of IPR Violation Tel: (66-2) 547-4701 Fax: (66-2) 547-4705 http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/ (Thai) http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?lang=en (English)
	王立タイ警察 経済犯罪取締部 Economic Crime Suppression Division (ECD)	North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500 Tel: (66-2) 237-1199 Fax: (66-2) 234-6806 http://www.ecdpolice.com/index.php (Thai)
	王立タイ警察 テクノロジー犯罪取締 部 Technology Crime Suppression Division (TCSD)	Government Complex Building B., 4th Fl., Chaengwattana Road, Laksi District, Bangkok 10210 Tel: (66-2) 142-2555 http://www.tcsd.in.th/index.php (Thai)
	知的財産・国際貿易裁判 所 (IPIT 裁判所) Central Intellectual Property and International Trade Court	Government Complex, Rajburidirekrit Building, Chaengwattana Road, Laksi District, Bangkok 10210 Tel: (66-2) 141-1910 Fax: (66-2) 143-8722 http://www.ipitc.coj.go.th/ (Thai)
	タイ (バンコク) 日本商 工会議所 Japanese Chamber of Commerce, Bangkok	15th floor Amarin Tower, 500 Ploenchit Road, Kwang Lumpini, Khet Patumwan Bangkok 10330 Tel: (66-2) 256-9170-3 Fax: (66-2) 652-0931 http://www.jcc.or.th/ (Japanese)

私的団体 (国際的組織)	ビジネス・ソフトウェア・アライアンス BUSINESS SOFTWARE ALLIANCE (BSA)	タイに事務所はない。 Email: varuneer@bsa.org Hot line: (66-2) 714-1010 http://www.bsa.org (Thai)
	国際レコード産業連盟 (IFPI)	タイに事務所はない。アジア事務所は中国にある。 IFPI Asia Office 22/F Shanghai Industrial Investment Building, No. 48-62 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong SAR, China Tel: +852 2 866 6862/ 2866 5467 Fax: +852 2865 6326 http://www.ifpi.org/ (English)
	米国映画協会 Motion Picture Association of America (MPAA)	アジア事務所はシンガポールにある。タイには「タイ映画協会」がある(次欄参照)。 Regional Office in Asia #04-07 Central Mall, No. 1 Magazine Road, Singapore 059567 Tel :+65 6253 1033 Fax :+65 6255 1838 http://www.mpa.org/ (English)
私的団体 (タイ)	タイ映画協会 Motion Picture Association (Thailand)	3 rd Fl., GOT 2 Building, 9/196 Ratchadapisek Road, Chatujak, Bangkok 10900 Tel: (66-2) 556-0912-4 Fax : (66-2) 556-0915 Email: notice_mpa@mthailand.co.th http://www.mthailand.co.th/ (English)
	タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 Thai Entertainment Content Trade Association (TECA)	23/17-18 Soi Soonvijai, Rama 9 Road, Bangkok, HuayKwang, Bangkok 10310 Tel: (66-2) 203-1002-3 Fax: (66-2) 203-1010 http://www.teca.co.th/index.php (Thai/English)
	タイソフトウェア産業協会 Association of Thai Software Industry (ATSI)	99/30 Moo 4, 5th Fl. Software Park Building, Chaengwattana, Pak Kret, Nontaburi 11120 Tel: (66-2) 962-1348 Fax: (66-2) 962-1349 Email: contact@atsi.or.th , admin@atsi.or.th http://www.atsi.or.th/ (Thai)

資料編

参考資料 1

タイ著作権法の概要／構成

1. 第 1 章第 1 節及び第 2 節

(1) ベルヌ条約に従い、無方式で著作権を成立せしめます。知的財産当庁に登録することができますが、それは、著作物創作に関する証拠をサポートするものとして機能します。

(2) ベルヌ条約第 2 条に示されるように、タイ著作権法も著作物を列挙し、文芸の著作物にはコンピュータ・プログラムを含むと明記し、更に、演劇の著作物、美術の著作物、音楽の著作物、視聴覚著作物、映画の著作物、録音・録画の著作物・放送の著作物等について定義し、更に、実演家、翻案、公衆への伝達、発行についても定義を与え、著作権行政を担当する者として、officials, Director General, Committee, Minister を挙げています（本報告書では、担当公務員、長官、委員会、大臣と訳しています。）。

(3) ベルヌ条約にならい、著作権による保護を受けないものとして、憲法、法令、規則、告示や判決、裁判所の決定、また、これらの翻訳やその収集物を挙げています。

保護を受ける著作物の著作者についても、ベルヌ条約第 3 条乃至第 5 条と同旨の規定を設けています（著作者の国籍、常居所等の要件について）。

(4) 職務者は、委嘱により作成されている著作物についての規定もあります。

2. 第 1 章第 3 節

第 3 節は、著作権の保護で、著作権者の持つ専有権を列挙します。すなわち、複製又は翻案、公衆への伝達、コンピュータ・プログラム等の貸与、その他であり、これらの権利について、条件を附し又は附さないで権利を行使することの不当な競争制限になるか否かについて触れていることは注目されます（第 15 条 (5)）。

3. 第 1 章第 4 節

第 4 節は保護期間です。

保護期間は、ベルヌ条約に従い、一般的保護期間は、著作者の生存中及びその死後 50 年です。50 年となったのは、1994 年 (B.E.2537) 法、すなわち現行著

著作権法によってであり、1995年3月21日に施行されています。それより前は30年でした。

4. 第1章第5節及び第6節

第5節は著作権の侵害です。許可なくしてなされる著作物の複製又は翻案、公衆への伝達は、著作権の侵害になると原則的に一般的に規定し、録音・録画物、コンピュータ・プログラム等について更に詳しく述べ、第6節では著作物の侵害の例外として、著作物の私的使用のためにする複製、批評、解説・紹介等のためにする複製その他ベルヌ条約に反しない例外規定を定めています。国際社会一般に認められている例外の規定といえます。コンピュータ・プログラムについて、特に詳しく規定しています。

5. 第2章

第2章は実演家の権利です。

タイは、実演家等保護条約（ローマ条約）にも、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）にも加盟していませんが、実演家の権利を新設し、第44条から第53条まで規定しています。そこには、実演のレコードへの関連や、放送、公衆への伝達等について言及されています。実演家の同意を得て作成された記録物ではあるが、それが他目的のために複製されることは実演家の権利の侵害になる等、実演家の専有権について規定されています。

6. 第3章

第3章では、特定の環境下における著作権の使用について規定しています。特定の環境下における著作権の使用とは、既に印刷された資料の形態で、若しくはそれに類似する形態で、公に伝達されている著作物について、研究、教授、調査等のため、収益を目的とすることなくその著作物の使用許可を求めることを指します。当該著作物のタイ語への翻訳又はすでにタイ語で出版されている翻訳のコピーを複製することを求めるタイ国民は、長官に対し、一定の条件に従い、申請をすることができます（第54条）。申立てを受領した長官は、許諾にかかわる報酬及び条件につき関係当事者間の合意を得るよう斡旋しなければならない、合意が不成立のときは、長官は、相当な報酬と条件を定めて許可することになっています（第55条）。

7. 第4章

第4章は著作権委員会（Copyright Committee）について定められており、構成、任期、資格、権限、義務等が詳細に規定されています。

8. 第5章

第5章では、国際関係からみた著作権と実演家の権利が定められています。

タイが当事国となっている著作権の保護に関する国際条約、また、実演家の権利の保護に関する国際条約の加盟国の国民である著作家が著作権を持つ著作物や実演家の権利、また、タイもその当事国である国際機関が著作権を持つ著作物は、本法により保護されます（第61条）。

タイはベルヌ条約国であります。実演家等の保護に関するローマ条約にも、WTC、WPPTにも加盟していません。しかし、TRIPs協定による拘束があるため、その第14条により、レコードへの実演の固定に関し、実演家は固定されていない実演の固定及びその固定物の複製がその許諾なしに行われる場合には、これらの行為を防止することができること、内国民待遇の原則が働くこととなります。

また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達はその許諾を得ないで行われる場合も同様です。

大臣は、これらの関係当事国を官報で告示することになっています。

9. 第6章

第6章では、著作権と実演家の権利に関する訴訟について規定されています。

タイでは、民事事件であれ刑事事件であれ、著作権又は実演家の権利に関する訴訟では、争われている著作物はこの法律による著作権を有する著作物であり、若しくは実演家の権利の目的物であり、原告がその著作権若しくは実演家の権利の所有者であると推定されます。但し、被告が著作権者若しくは実演家の権利の所有者は存在しないことや、原告の権利を争っているときは、その限りではないとされています。（第62条第1項）。

著作権侵害等の訴訟については、侵害を知り、侵害者の何人かを知ったときから3年の時効、侵害の日から10年の除斥期間の定めがあります（第63条）。

侵害にあたっての損害賠償には、損失に加えて権利保全確保のための執行費用

を含みます（第 64 条）。

侵害及びその虞れに対し差止命令の申立てが可能です（第 65 条）。

この法に規定する違法行為に関しては、和解（Settlement）に付すことも可能です（第 66 条）。

10. 第7章

第7章は、著作権に関する担当公務員（Officials）について規定されており、若干特異な性格・権限をもちます。

本法施行のために、担当する公務員は刑法典に基づく公務員であり、以下の権限をもつとされています。

11. 第8章

第8章では、著作権、実演家の権利への侵害についての罰則が規定されています。侵害が、営利目的で為されたときは、より重い刑が科せられます（第 69 条）。また、5 年以内の重犯は、その違法行為の法廷刑の 2 倍が科せられます（第 73 条）。著作権の侵害に対しては、民刑事両面からの制裁規定をもち、著作権の侵害者に科される罰金の 2 分の 1 を、著作権者は裁判所に請求できるというユニークな規定もみられます（第 76 条）。

参考資料 2

著作権法 B. E. 2537 (1994 年) ^{1 2}

目次

第 1 章 著作権

- 第 1 節 著作物
- 第 2 節 著作権の取得
- 第 3 節 著作権の保護
- 第 4 節 著作権の保護期間
- 第 5 節 著作権の侵害
- 第 6 節 著作権侵害の例外

第 2 章 実演家の権利

第 3 章 特定環境における著作権の利用

第 4 章 著作権委員会

第 5 章 国際的著作権と実演家の権利

第 6 章 著作権と実演家の権利に関する争訟

第 7 章 担当公務員

第 8 章 罰則

経過規定

第 1 条 本法は、著作権法 B. E. 2537 として引用することができる。

第 2 条 本法は、官報に告示された日より数え 90 日を経過した日から施行する。

第 3 条 著作権法 B. E. 2521 は廃止する。

第 4 条 本法において

“著作者”とは本法により著作物と認められる著作物を作成し、また、創作する者をいう。

“著作権”とは、著作者により創作された著作物について本法により認められる行為を為す排他的な権利をいう。

“文芸の著作物”とは、書籍、小冊子、文書、印刷物、講義、説教、講演、演説のような文芸の著作物をいい、コンピュータ・プログラムを含む。

¹ 2011 年 8 月に WIPO のウェブサイトに掲載されていた英語版を日本語訳したものである (2012 年 3 月現在も同じものが掲載されている)。http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129763

² 1995 年 3 月 21 日施行。

“コンピュータ・プログラム”とは、コンピュータ著作物を作成し、若しくは、コンピュータ言語の種を問わず、ひとつの結果を得ることができるようコンピュータを機能せしめる一連の指令を組み合わせたものをいう。

“演劇の著作物”とは、パントマイムを含め、演劇的な構成をもつ舞踊、舞踏、所作の著作物、また実演の著作物をいう。

“美術的著作物”とは、次に述べる1若しくは2以上の著作物をいう。

- (1) 1又は2以上の素材に、線、光、色その他の要素の組み合わせから成る構成物の創作である、絵画、素描の著作物
- (2) 有体物を素材とする有形的創作を意味する彫刻の著作物
- (3) 印刷に用いる板木や板金を含め、印刷の手法により絵画を創作する石版画の著作物
- (4) 建物また構造物の意匠、内装・外装の意匠、周辺風景の意匠、建物また構造物の模型の創作を意味する建築の著作物
- (5) 光をフィルムやガラス体にレンズを通して達せしめる映画の記録装置を用い、定則の化学薬品で現像し、又は、その他の装置や手法で、肖像や映像を記録し創作する写真の著作物
- (6) 地図、構成、梗概また、地理学、地形学、科学に関する立体の著作物を意味する図形の著作物
- (7) (1) から (6) まであげた著作物のそれぞれ単独で又はそれらを組み合わせた著作物で、その著作物の価値の鑑賞ではなく、装飾物や器具のような実用に供されるもので、商業的利益を得るために用いられる、応用美術の著作物

これらについては、美術的価値の有無を問わず、これらの著作物の写真や図面を含む。

“音楽の著作物”とは、音律と歌詞また音律のみであるかを問わず、演奏歌唱を目的として構成される著作物をいい、編曲した楽譜を含む。

“視聴覚著作物”とは、いずれかの媒体に記録された一連の視覚的映像から成り、この媒体を有効に稼働させる機器により再上映することができる著作物をいい、著作物に付加されたサウンド・トラックを含む。

“映画の著作物”とは、継続的に映画として上映し、また、映画として継続的に上映できるように、他の媒体に記録できる一連の視聴覚的映像によって構成される著作物をいい、かかる映画著作物に付されるサウンド・トラックを含む。

“録音(物)”とは、一連の、音楽、実演の音、また、いずれかの媒体に記録された音であって、その媒体を用い適切な機器で再演奏することができる著作物をいう。但し、映画の著作物その他の視聴覚著作物に付されたサウンド・トラックを含まない。

“実演家”とは、上演し歌唱し口述し、翻訳を吹き替え、テレビ番組等を解説し、批評し、台本やその他の仕方に従い演じる実演家、演奏家、歌手、振付師、舞踊家等をいう。

“放送の著作物”とは、ラジオ放送、音や映像のテレビ放送、また、これらに類似する手段で公衆に伝達される著作物をいう。

“複製” (Reproduction)とは、その有形表示の形態を問わず、原著作物、複製物若しくは頒布品から、その全部若しくは一部を模写し、模倣し、複製し、製版し、録音し、録画し若しくは録音録画することをいい、コンピュータ・プログラムにあっては、その全部若しくは一部を、その手法を問わず、プログラムの化体する媒体から新著作物を創作することなく、その実質的部分の複製物を制作することをいう。

“翻案” (Adaptation)とは、その全部若しくは一部であるかを問わず、新著作物を作成することなく、原著作物の実質的部分を転化、改変若しくは模倣(emulation)する複製物をいい

(1) 文芸の著作物にあっては、翻訳、変形また選択・配列による収集(collection)を含み

(2) コンピュータ・プログラムにあっては、新著作物を創作することなく、プログラムの実質的部分の変形、修正による複製を含み

(3) 演劇的著作物にあっては、そこに用いる言語が元の言語であれ、それと異なる言語であれ、非演劇的著作物を演劇的著作物に変形すること、反対に、演劇的著作物を非演劇的著作物に変形することを含み

(4) 美術の著作物にあっては、平面の著作物を立体の著作物に変形すること、反対に立体の著作物を平面の著作物に変形すること、また、元の著作物からその模型を作成することを含み

(5) 音楽の著作物にあっては、旋律の編曲、歌詞、音やリズムの改変を含む。

“公衆への伝達”とは、実演、講義、説教、演奏若しくは音や映像により知覚を呼び起こすこと、また、建設、頒布その他の方法で公衆に著作物を利用することを可能とすることをいう。

“発行”とは、その形態、性質の如何を問わず、著作者の同意を得てなされる著作物の複製物の頒布であって、その複製物は著作物の性質からみて相当な量を公衆が利用できるものであることを要する。実演、演劇的著作物、音楽的著作物若しくは映画の著作物、講義また文芸的著作物の朗読、著作物の音及びビデオ放送、美術著作物の展示、建築の著作物の建築は発行ではない。

“担当公務員” (Officials)とは、この法律に基づきその職をなすことを大臣に任命された者をいう。

“長官” (Director General)とは、知的財産庁の長官をいい、長官に指名された者を含む。

“委員会”とは、著作権委員会をいう。

“大臣”とは、本法を主管する大臣をいう。

第5条 商務大臣は本法を主管するものとし、担当公務員を指名し、また本法施行のための政令を提出する権限をもつ。

官報に公告されている政令は効力規定である。

第1章

著作権

第1節

著作物

第6条 本法において、著作物とは、その表現の態様、形式を問わず、文芸、学術若しくは美術の分野に属する文芸、演劇、美術、音楽、視聴覚、映画、録音、録音・録画の放送の著作物、また、その他の著作物をいう。

著作権の保護は、着想ないし手順、工程、体系、使用の手法、操作、概念、原則、発見、科学的数学的理論には及ばない。

第7条 以下に述べる事項は本法においては著作物とみなされない。

- (1) 文芸、学術、美術の分野の著作物に属さない、単なる情報の性格をもつにすぎない日常の事実の報道
- (2) 憲法及び法令
- (3) 省、庁また他の政府や地方機関の規則、準則、告示、命令、説明や公式回答
- (4) 判決、命令、決定及び公的報告
- (5) 省、庁また他の政府や地方機関によって作成された、前記(1)ないし(4)の事項に関する資料の翻訳及びそれらの収集物

第2節

著作権の取得

第8条 著作物の著作者は次の諸条件に従い著作する著作物について著作権者となる。

- (1) 未発行の著作物にあつては、著作者はタイに国籍をもつか居住していなければならず、また、タイがその加盟国となっている著作権保護条約の当事国になっている国の国民がそこに常居所をもつことが求められ、著作物の創作のためにその居住期間の大部分をそこで過ごすことが条件とされる
- (2) 発行された著作物の場合は、その第1発行がタイ国内若しくはタイが加盟している著作権保護条約の当事国でなされなければならない、第1発行がタイ国外でなされた場合、また、タイが加盟している著作権保護条約の当事国でない国においてなされた場合は、最初の発行の日から30日以内にタイ国内かタイが加盟している著作権保護条約の当事国で発行されたときは、著作者は

第1 発行のときについて（1）に定めた保護の資格をもつことになる

著作者がタイ国民でなければならない場合に、著作者が法人であるときは、法人はタイ国法によって設立されなければならない

第9条 雇傭の過程において著作者により作成された著作物の著作権は、文書による別段の合意がない限り著作者に帰属する。但し、雇用者は、雇傭の目的に従い、その著作物を公衆に伝達する権利をもつ。

第10条 委託に基づき作成された著作物の著作権は著作者と雇用者が別段の合意をしない限り雇傭者に帰属する。

第11条 本法において、著作権のある著作物の翻案である著作物の著作権は、それが著作権者の同意を得て作成されたものであるときは、翻案をした者に帰属する。但し、翻案された元の著作者によって作成された著作物の著作権者の権利を害しないことを条件とする。

第12条 本法において著作権者の同意を得て作成した著作物の編集又は合成したもの、また、機械やその他の装置により読み込み、伝達できるデータやその他の素材を用いて編集又は合成された著作物の著作権は編集又は合成した者に帰属する。但し、他人の著作物を模倣しない態様で選択又は配列がなされていること、編集又は合成された元の著作者によって作成された著作物、データやその他の著作権者の権利を害しないことを条件とする。

第13条 第8条、第9条及び第10条の規定は、第11条又は第12条による著作権の取得に準用する。

第14条 省、庁その他の政府当局また地方の担当部局は、その雇傭、命令、指揮の過程で作成された著作物の著作権を取得する。但し、文書による別段の定めがないことを条件とする。

第3節

著作権の保護

第15条 第9条、10条、14条の規定により、著作権者は次の権利を専有する。

- (1) 複製又は翻案
- (2) 公衆への伝達
- (3) コンピュータ・プログラム、視聴覚著作物、映画の著作物及び録音物の原作品又はそのコピーの貸与
- (4) 他人へ著作権から生じる利益の供与
- (5) 条件を附し又は付さないで、上記（1）（2）（3）に述べる権利の他者への許諾。但し、その条件は不当に競争を制限するものであってはならない

上記の（５）に述べた条件が競争の不当な制限を構成するか否かは、省の政令に定められる規則、方法、条件により決定される。

第 16 条 本法により著作権者がある者に上記第 15 条（５）による権利の行使を許諾しても、それは、文書による別段の定めがない限り、著作者がその他の者に同様の許諾を与えることを妨げない。

第 17 条 著作権は譲渡することができる。

著作権者はその著作権の全部又は一部を譲渡することができ、また、その保護につき期間を限定し、また保護の全期間にわたり、譲渡することができる。

相続の場合を除き、他の方法による著作権の譲渡は譲渡人、譲受人両者の署名ある文書によりなされなければならない。その期間が譲渡契約に定められていないときは、その譲渡は 10 年間継続するとみなされる。

第 18 条 本法により、著作物の著作者は、彼自身を著作者として表示する権限をもち、著作者の名誉、声望を害するような著作物の歪曲、削除、改変その他著作物を害する侵害を譲受人その他の者に禁止する権限をもつ。著作者が死亡しているときは、著作者の相続人が著作権保護の全期間その権利の実現のために争訟する権限をもつ。但し、文書に別段の定めがあるときはこの限りではない。

第 4 節

著作権の保護期間

第 19 条 第 21 条、第 22 条の規定に従い、本法における著作権は著作者の生存中及びその死後 50 年存続する。

共同著作の著作物にあっては、著作権は共同著作者の生存中及び最終に死亡した共同著作者の死後 50 年存続する。

著作者又は全ての共同著作者が著作物の発行前に死亡しているときは、著作権は著作物の最初の発行から 50 年存続する。

著作者が法人のときは、著作の時から 50 年存続する；著作物がこの期間中に発行されるときは、著作権は最初の発行から 50 年存続する。

第 20 条 本法において、変名若しくは無名の著作者によって創作された著作物の著作権は、著作の時から 50 年存続する；著作物が、この期間内に発行されるときは、著作権は最初の発行の時から 50 年存続する。

著作者の身元が知られたときは、第 19 条が準用される。

第 21 条 写真の著作物、視聴覚著作物、映画の著作物、録音若しくは録音・録画放送の著作物の著作権は著作の時から 50 年存続する；この期間内に著作物が発行されるときは、著作権は最初の発行の時から 50 年存続する。

第 22 条 応用美術の著作物の著作権は著作の時から 25 年存続する；著作物がこの期間内に発行されるときは、著作権は最初の発行の時から 50 年存続する。

第 23 条 第 14 条に規定する雇傭、指揮、管理の過程で創作された著作物の著作権は、著作の時から 50 年存続する；この期間内に発行されるときは、著作権は最初の発行の時から 50 年存続する。

第 24 条 著作権保護期間の始期である第 19 条ないし第 23 条に定める発行は、著作権者の同意を得た著作物の発行をいう。

第 25 条 著作権の保護期間が年の途中で経過したときで、その経過の日がその暦年の最終日でないとき、また、その経過の正確な日付が不分明なときは、著作権はその暦年の最終日まで存続する。

第 26 条 著作権の保護期間の経過後になされた著作物の発行は、その著作物の著作権を再度発生せしめる理由にはならない。

第 5 節

著作権の侵害

第 27 条 本法により著作権を有する著作物に対し、第 15 条（5）に規定する許可なくしてなされる以下の行為は著作権の侵害とみなされる。

（1）複製又は翻案

（2）公衆への伝達

第 28 条 本法により著作権を有する視聴覚著作物、映画の著作物、また、録音物に対し、第 15 条（5）に規定する許可なくしてなされる以下の行為は、音に対するものであれ、映像に対するものであれ、著作権の侵害とみなされる。

（1）複製又は翻案

（2）公衆への伝達

（3）原著作物又はその複製物の貸与

第 29 条 本法により著作権を有する音及び映像の放送に対し、第 15 条（5）に規定する許可なくしてなされる以下の行為は、著作権の侵害とみなされる。

（1）その全部又は一部であるかを問わず、視聴覚著作物、映画の著作物、録音物また音と映像の放送著作物を作成すること

（2）その全部又は一部であるかを問わず、再放送すること

（3）金銭の支払若しくはその他の営利的利益を受ける反対給付として、公衆に視聴させる音と映像の放送著作物を作成すること

第 30 条 本法により著作権を有するコンピュータ・プログラムに対し、第 15 条（5）に規定する許可なくして行う以下の行為は著作権の侵害とみなされる。

（1）複製又は翻案

(2) 公衆への伝達

(3) 原著作物またその複製物の貸与

第31条 その著作物が他人の著作権を侵害して作成されたものであることを知り、又は知り得べかりし者が、利益を目的として、その著作物について次の行為をすることは、著作権の侵害とみなされる。

(1) 売却すること、売却のために保持すること、売却のため提供すること、賃貸すること、リースのため提供すること、割賦による売却、割賦のためにする提供

(2) 公衆への伝達

(3) 著作権者に損害を生ぜしめ得る態様における頒布

(4) 王国に移入し、また、輸入すること

第6節

著作権侵害の例外

第32条 本法により他人が著作権を有するとされる著作物を、著作権者による著作物の通常の利用を妨げず、また、著作権者の正当な権利を不当に害しないで利用することは著作権の侵害とみなさない。

前項に規定するところにより、著作物に関して為される以下の行為は著作権の侵害とみなされない。

(1) 利益を目的としない著作物の調査・研究

(2) 私的使用また、使用者とその家族・近親者のためにする使用

(3) 著作物の著作権者を表示してなされるその著作物の解説、批評またその紹介

(4) 著作物の著作権者を表示してなされるマス・メディアによるニュースの報道

(5) 権限ある公務員による裁判手続き、行政手続きのためになされる複製、翻案、展示、陳列またこれらの手続きの結果を報告するためのこれらの行為

(6) 営利を伴わないことを条件として、教師による教授のための複製、翻案、展示、陳列

(7) 営利を伴わないことを条件として、教師また教育機関がそのクラス内また教育機関内の生徒に対し頒布しまた売却するために教師また教育機関によってなされる著作物の一部の複製、翻案また短縮要約をすること

(8) 試験における問題また答案の一部として著作物を使用すること

第33条 第32条第1項に従うことを条件として、本法による著作物の一部を、また、著作物から、著作権者を表示して、正当な引用、複製、模倣また参照することは、著作権侵害とはみなされない。

第34条 複製が営利を目的とせず、かつ、第32条第1項に従うことを条件として、図書館司書が以下の場合に本法に従い著作物を複製することは、著作権の侵害とはみなされない。

- (1) その属する図書館また他の図書館における使用のためにする複製
- (2) 調査研究を目的とする他の者のため著作物の一部を正当な範囲で複製すること

第35条 本法において著作権のある著作物とされるコンピュータ・プログラムに対してなす次の行為は著作物の侵害とはみなされない。但し、営利を目的とせず、第32条第1項に従うことを条件とする、即ち、

- (1) コンピュータ・プログラムの調査・研究
- (2) コンピュータ・プログラムの複製物の所有者のためにする使用
- (3) コンピュータ・プログラムに著作権者を明示してする著作物の評釈、批評、著作物の紹介
- (4) コンピュータ・プログラムに著作権者を明示してするマス・メディアによる報道
- (5) 他者からプログラムを適法に購入、また取得した者が、その維持また滅失予防を目的として合理的な量で、コンピュータ・プログラムを複製する行為
- (6) 裁判手続き、また、権限ある公務員による行政手続のためにする複製、翻案、展示、陳列、また、これらの手続きの結果を報道するためにするそれらの行為
- (7) 試験の問題又は答案の一部としてするコンピュータ・プログラムの使用
- (8) 使用のために必要な限度でするコンピュータ・プログラムの翻案
- (9) 公益のためにする参照また調査のためにコンピュータ・プログラムを保全するに必要な限度でするコンピュータ・プログラムの複製物の作成

第36条 その活動から利益を得る目的で組織されまた行われたものではなく、直接的にも間接的にもその実演を観賞する者から対価を得ることなく、また、実演家に報酬を支払わないで、演劇的著作物また音楽的著作物を公に演ずることは、著作権の侵害とはみなされない。但し、それは、公の慈善事業、教育、宗教また社会福祉の目的をもつ協会、団体またその他の組織によって行われること、及び、第32条第1項に従うことを条件とする。

第37条 公共の場所に常時設置されている美術的著作物の、素描、絵画、構造物、版画、塑像、彫像、石版画、写真、映画、ビデオ放送その他の類似の使用は、建築の著作物を除き、美術の著作物の著作権の侵害とはみなされない。

第38条 建築の著作物の素描、絵画、版画、塑像、彫像、石版画、写真、映画、ビデオ放送は、建築の著作物の著作権の侵害とはみなされない。

- 第39条 美術の著作物がその構成要素となっている著作物の写真、映画、ビデオ放送は、その美術の著作物の著作権の侵害とはみなされない。
- 第40条 著作者以外の者が美術の著作物の著作権を共有している場合で、その美術の著作物の著作者が、原作の美術の著作物の一部を複製したのと同じような形で、また、原作の美術の著作物の作成に用いた研究から取得した印刷型台、写生図、設計図、模型やデータを用いて、同一の著作者が第2の作品を作成した場合は、その元の美術の著作物の本質的部分を複製、模写しない限り、原作の美術の著作物の著作権の侵害とはみなされない。
- 第41条 本法により著作権ある建築の著作物とされる建築物の外観を変更することなく復元することは著作権の侵害とはみなされない。
- 第42条 映画の著作物の保護期間の経過後に、映画の著作物を公衆に伝達することは、この映画の著作物の創作のために用いられた文芸の著作物、演劇的著作物、美術的著作物、音楽の著作物、視聴覚著作物、録音その他の著作物に存する著作権の侵害とはみなされない。
- 第43条 本法による著作物が政府の所有する著作物であるとき、権限ある公務員により、またその公務員の命により政府の役務のためにそれらの著作物を複製することは第32条第1項に従うことを条件として著作権の侵害とはみなされない。

第2章

実演家の権利

- 第44条 実演家は自らの実演に関する行為につき以下の排他的権利を専有する。
- (1) 実演の音及び影像の放送若しくは公衆への伝達。但し、既に記録されている記録媒体を用いてする音及び影像の放送若しくは公衆への伝達を除く
 - (2) まだ記録されていない実演を記録すること
 - (3) 実演家の同意なしに記録されている実演の記録を複製し、また、実演家の同意を得て作成された記録ではあるが、それを他目的に使用するために複製すること。また、第53条により実演家の権利の侵害にはならない例外とされる実演の記録物を複製すること
- 第45条 既に営利目的をもって公に頒布されている実演の音声記録物又はその複製物をラジオ放送しまた直接に公衆に伝達する者は、実演家に相当な報酬を支払わなければならない。当事者間に報酬につき合意が調わないときは、そのような場合における報酬の相当な割合を考慮して長官が報酬を定める。
- 前項に定める長官によってなされる命令に不服のある当事者は長官からその当

事者に伝達する文書を受領したときから90日以内に委員会(Committee)に対し不服を申し出ることができる。委員会の決定は最終のものである。

第46条 実演又は実演の録音に参加する実演家が複数のときは、これらの実演家は、その権利を主張し行使するために共同の代理人を指名することができる。

第47条 実演家は、以下の諸条件に服することを条件に、第44条に定めるその実演についての権利を享有する。

(1) 実演家はタイ国民であるか、王国内に常居所をもつこと、又は、

(2) 実演又はその主要部分が王国で行われるか、タイもその当事国である実演家の権利の保護を目的とする条約の当事国において行われること

第48条 実演家は以下の諸条件に服することを条件に第45条に定める報酬を受ける権利をもつ。

(1) 実演家が、実演の録音が行われたとき、又は、その権利を主張するときに、タイの国民であるか、王国内に常居所をもつこと、又は、

(2) 実演の録音、又は、その主要部分が王国内で行われるか、タイもその当事国である実演家の権利の保護を目的とする条約の当事国で行われること

第49条 第44条に規定する実演家の権利は、その実演が行われた暦年の最終日から50年間存続する。実演が記録されているときは、実演家の権利は、その実演の記録がなされた暦年の最終日から50年間存続する。

第50条 第45条に規定する実演家の権利は、実演の音の記録が行われた暦年の最終日から50年間存続する。

第51条 第44条及び第45条に規定する実演家の権利は、その全部を若しくはその一部を譲渡することができ、保護の期間を限定して約定することも、保護を全期間とすることもできる。

複数の実演家が参加しているときは、実演家はそれぞれ自己に属する権利を譲渡することができる。

相続以外の原因による権利の譲渡は、譲渡人、譲受人両者の署名のある文書でなければならない。譲渡契約に期間の定めがなされていないときは、譲渡は3年間継続するとみなされる。

第52条 実演家の同意なく、又は、第45条に規定する報酬を支払うことなく、第44条に特記されている行為をした者は、実演家の権利を侵害したものとみなされる。

第53条 第32条ないし第34条、第36条、第42条及び第43条は実演家の権利に準用される。

第3章

特定環境における著作権の利用

第54条 営利を目的とせず、勉学、教授、調査を目的として、印刷物の形体若しくはそれに類似する形体で既に公に伝達されている著作物を使用するために著作権法上の許可を得ようと、以前に、タイ語にその著作物を翻訳すること、また、タイ語で出版されている翻訳物の複製物を複製しようと、その許可を著作権者に求めたが拒絶され、相当の期間が経過して、かつ、今なお合意を得ることが出来ないタイ国民は、これを立証して、長官にその申立てをすることができる。但し、以下の条件をみたすことを条件とする。

- (1) 著作権者が著作物の最初の発行後3年を経過するもタイ語にその著作物を翻訳し、かつ、発行しておらず、また、それを何人にも許諾していないこと
- (2) 著作権者がタイ語の翻訳物を発行したが、その翻訳の最後の発行後3年を経過してなお続く発行がなされず、かつ、発行された翻訳物のすべての版が絶版になっていること

第1項に基く申立ては、以下の規則、方法、及び条件をみたさなければならない。

- (1) 長官は第1項に基く申立てに対し、(1)若しくは(2)に定められた期間が経過してなお6ヶ月が過ぎていないときは許可を与えることはできない
- (2) 長官が許可を与えたとしても、許可を受けた者は翻訳し、また、許可された翻訳の発行の権利があるだけであり、また、長官は、許可に定められた期間が経過せず若しくは経過してもその後6ヶ月を超えないときは、同一の著作物からタイ語に翻訳をすることを何人に対しても許可することはできない
- (3) 許可された者は、認められた許可を他人に譲渡することは禁止される
- (4) 著作権者又は被許可者が自らタイ語に翻訳し又はタイ語に翻訳したものを発行したこと、その内容が第55条に基づいて許可を受けた印刷物の内容と同一であること、タイ国内で売られている同性質の他の著作物の価格と比較できる相当な価格で印刷物を頒布していることを長官に示したときは、長官は被許可者に与えた許可は終結した旨の命令を出し、この命令は遅滞なく被許可者に伝えられなければならない
長官の終結命令の前に、被許可者が作成し、翻訳した印刷物の複製物は、それらが品切れとなるまで頒布することができる
- (5) 被許可者は、以下の場合を除き、許可を受けて翻訳し発行した印刷物の複製物を輸出してはならない
 - (a) 海外における受取人がタイ国籍の者であるとき
 - (b) 研究、教授また調査目的に有用な印刷物であるとき
 - (c) 印刷物の輸出が営利を目的としないとき

(d) 印刷物が配送される国が、タイ国に、印刷物をその国へ輸出すること、
またその国内で頒布することを認めているとき

第55条 第54条による申立てを受領した長官は、許諾にかかわる報酬及び条件につき関係当事者間の合意を得るべく斡旋しなければならない。当事者間の合意が成立しないときは、長官は、当該事情にみられる通常の報酬額を斟酌して、相当な報酬を定める命令をし、また適切とみられる許可の条件を定めることができる。

報酬と条件が定められたときは、長官は申立人に対し許可証明書を交付しなければならない。

第1項に基づき、長官によりなされた命令に反対の当事者は、長官の命令を記載する文書を受領したときから90日以内に委員会に上訴することができる。委員会の裁決は最終である。

第4章

著作権委員会

第56条 “著作権委員会” と呼ばれる委員会は、議長として商務大臣の常設秘書、内閣の指名による12人以下の委員から構成され、そのうち6人以上の者は、著作権者また実演家の権利の所有者の協会の代表者の中から、また、著作権、実演家の権利の利用者の団体の代表から指名されなければならない。

委員会は、秘書また補助秘書を指名することができる。

第57条 委員の任期は2年である。現にその地位にない退任した委員は再任されることができる。

委員がその任期終了前に職を辞するとき、若しくは内閣がその追加委員を任命し、それが前に指名された委員の在任中であるときは、補充すべく指名された委員の任期は、従前に指名された委員の残任期間と同一である。

第58条 委員は、次の場合はその職を失う。

- (1) 死亡
- (2) 辞職
- (3) 内閣からの罷免
- (4) 破産したとき
- (5) 無能力者又は準無能力者となったとき
- (6) 過失により犯した犯罪により、若しくは、軽罪で懲役に服した場合を除き、最終判決で懲役刑を宣告されていること

第59条 委員会の会合の定足数は、委員総数の過半数であることを要する。議長が欠席し、又は、その職を果すことができないときは、出席している委員は、委員の中から委員会を司会する委員を選ばなければならない。委員会の決は過半数で決める。

各委員は1票をもつ。票が同数のときは司会する議長が追加の一票の決定票をもつ。

第60条 委員会は、次の義務を負う。

- (1) 本法における大臣の発する規則の実現のため、大臣に助言しまたその相談に
のること
- (2) 第45条、第55条に基づく長官の命令に異議を述べる上訴を判断すること
- (3) 本法に基づく著作物の、また、実演家の権利の利用者から利用料を徴収する
ことについて、著作者や実演家の協会や組織を支援また助言すること、また、
本法に基づく権利やその他の利益を保護、保全すること
- (4) 大臣に命ぜられるその他の事項を検討すること

委員会は委員会の委託する事項を検討しまた履行するために小委員会を設置する権限をもち、第59条は小委員会の会合に準用される。

委員会及び小委員会は、証言を求めるために、何人に対してであれ召喚状を発する権限、また、必要なときは、検討のために文書やその他の資料の提出を求める権限をもつ。

第5章

国際的著作権と実演家の権利

第61条 タイもまたその当事国である著作権の保護に関する条約、また、実演家の保護に関する国際条約の加盟国の国民である著作者の著作物また実演家の権利は本法により保護され、また、タイがその当事国である国際機関の著作物も本法により保護される。

大臣は、著作権を保護する条約の、また実演家の権利を保護する条約の加盟国の名を官報で報じる権限を持つ。

第6章

著作権と実演家の権利に関する争訟

第62条 民事事件であれ刑事事件であれ、著作権又は実演家の権利に関する争訟にあつては、次のことが推定される。即ち、争訟されている著作物は、本法に定める著作物又は実演家の権利の目的物であり、その著作物の著作権者また実演家の権利の所有者は原告であることが推定される。但し、被告が著作権者や実演家の権利の所有者がいないと争い、また、原告の権利につき被告が争うときは、その限りではない。

その著作物また実演家の権利の目的物に、その著作権者であると、また、実演家の権利の所有者であると主張する者の氏名や雅号（筆名）が附されている場合は、その氏名又は雅号を所有する者が著作者又は実演家であると推定される。

著作物や実演家の権利の目的物に氏名も雅号も附されておらず、また、付されていても著作権者又は実演家の権利の所有者であるという申立てもない場合で、その名や雅号は出版社若しくは印刷者、又は、その双方であるという申立てがあるときは、その著作権又は実演家の権利の所有者は、出版社であると推定される。

第63条 著作権の侵害又は実演家の権利の侵害については、著作権者又は実演家の権利の所有者が侵害を知りかつ侵害者が何人かを知った時から3年を経過したときは、その訴訟を提起することができない。著作権又は実演家の権利の侵害が行われた日から10年を経過したときまた同じである。

第64条 著作権又は実演家の権利の侵害にあたっては、裁判所は著作権者又は実演家の権利の所有者に補償するために、侵害者に対して、侵害の重篤さを考慮して定める損害賠償額の支払いを命ずることができる。このとき利益の損失及び著作権又は実演家の権利の所有者の権利を確保するための執行に要した費用を含むものとする。

第65条 著作権又は実演家の権利の侵害となる行為を為し又はそれを行うおそれのあることが明白である場合、著作権者又は実演家の権利の所有者は、その行為を中止し又は抑制することを命ずる差止命令を裁判所に求めることができる。

前項に定める差止命令は第64条に定める損害賠償を求める著作権者又は実演家の権利の所有者の権利を害しない。

第66条 この訴訟に関する違反については和解することができる。

第7章

担当公務員

第67条 本法施行のために、担当公務員は刑法典に定める公務員であり、以下の権限をもつ。

- (1) 本法に定める違反行為がなされる合理的な疑いがあるとき、物品を捜索し、また検査するために、その関係者は誰であれ、その建物、事務所、工場、倉庫に日の出、日没の間、また、その場所における勤務時間内に立ち入ること、また、車両、船舶に立入ること
- (2) 本法に定める違反行為がなされる合理的な疑いがあるとき、訴訟提起のために、違反行為に関する文書、資料等を差押え押収すること
- (3) 何人に対しても、証言、会計簿、文書又はこの種の証拠が、本法に定める違反行為を立証するための証拠の発見またその使用が有用であると考えられる合理的な疑いがあるとき、これを証言すること、またそれらの提出を命ずること

何人であれ、担当公務員の行為に適切に協力しなければならない。

第68条 義務の遂行にあたり、担当公務員は関係する者に対し身分証明書を提示しなければならない。

その身分証明書は、大臣が定める方式によるものでなければならない。

第8章

罰則

第69条 第27条、第29条、第30条及び第50条に定める著作権又は実演家の権利を侵害する者は、2万バーツないし20万バーツ以下の罰金に処せられる。

前項に定める違法行為が営利行為のために行われるときは、その違反者は、6カ月ないし4年以下の懲役又は10万バーツないし80万バーツ以下の罰金に処され、また両科が併科される。

第70条 第31条に定める著作権侵害を犯した者は、1万バーツないし10万バーツ以下の罰金に処される。

前項に係る違法行為が営利行為のために行われるときは、違反者は、3日ないし2年以下の懲役、若しくは、5万バーツないし400万バーツ以下の罰金、又は、懲役と罰金の両者を併科する。

第71条 第60条第3項に定める委員会又は小委員会が求める証言や文書、資料の提出をしない者は3ヶ月以内の懲役若しくは5万バーツ以下の罰金又は両科を併科する。

第72条 第67条に定める担当公務員がその義務を履行するにあたり、担当公務員への協力の提供を妨害しまた行わない者、また第67条に定める担当公務員の命令を無視する者は、3月以下の懲役若しくは5万バーツ以下の罰金又は両科が併科される。

第73条 本法に定める違法行為を犯し、制裁を受けた者が、その刑から開放された後5年以内に本法に定める違法行為を更に犯したときは、その違法行為につき定められた刑の2倍の刑が科せられる。

第74条 法人が本法に定める違法行為を犯したときは、法人の理事若しくは支配人の全員は、法人の違法行為について知らず、また、その同意なしに法人に違法行為があったことを立証することができないときは、法人と共犯になるとみなされる。

第75条 本法により、著作権又は著作者の権利を侵害すると構成される物品でタイ国内で作成されまた輸入された物品は全て、また、第69条若しくは第70条に基づき、違反者の所有に属する物品の全ては、著作権者又は実演家の権利の所有者へ交付され、違法行為をなすのに使用された物品はすべて没収されなければならない。

第76条 判決により科せられた罰金の1/2は、著作権者又は実演家の権利の所有者に支払われる。著作権者若しくは実演者の権利の所有者が受領した罰金の1/2を超

える額の損害賠償を求める民事訴訟を提起する著作権者若しくは実演家の権利の所有者の権利は影響を受けない。

第77条 長官は第69条1項及び第70条第1項に基づき違反者の罰金を定める権限をもつ。

経過規定

本法の施行の日に、B.E. 2474 の文芸、美術の著作物の保護に関する法律及び B.E. 2521 著作権法により保護される著作物は、本法により与えられる著作権の保護を享有する。

B.E. 2474 の文芸、美術の著作物の侵害に関する法律若しくは B.E. 2521 の著作権法の下で著作物とはされない本法施行前に作製された著作物は本法により与えられる著作権保護を享有する。